

令和7年度

東広島市下水道事業

東広島市公共下水道設計基準書等改定業務(全07-1)

仕様書

施 工 場 所 東広島市内一円

(別記様式1)

特記事項 (管理技術者及び照査技術者の選任)

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めることが必要である。

業務名	東広島市公共下水道設計基準書等改定業務 (全 07-1)	
委託業務場所	東広島市内一円	
<p>○印がある部分の技術者が必要である。</p> <p>なお当該技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係 (所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前 (随意契約にあつては見積書提出日前) までに連続して3か月以上存在すること) にある者とする。</p>		
業務の種類	管理技術者	照査技術者
設計業務	○ (技術士又は RCCM) <u>設計業務の種類 下水道</u>	○ (技術士) <u>設計業務の種類 下水道</u>
	() (資格は問わない)	() (資格は問わない)
測量業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
地質及び土質調査業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
用地調査等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
建築設計等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
<p>管理 (照査) 技術者の履行期間途中での交代は、管理 (照査) 技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における管理 (照査) 技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。</p>		

(注) 必要とする技術者の欄に、○を付して使用のこと。

(別表)

委託業務	管理技術者及び照査技術者の資格要件			
設計業務	(1) 技術士又はシビルコンサルタントマネージャー(RCCM)の資格保有者			
	設計業務の種類	技 術 士	RCCM	添付書類
	河川・砂防 及び海岸・海洋	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条に定める技術部門のうち「建設部門」に該当する資格	左記「設計業務の種類」ごとのRCCMの資格	技術士登録等証明書又はRCCMの資格証の写し
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道 路			
	鉄 道			
	造 園			
	都市計画及び 地方計画			
	土質及び基礎			
	鋼構造及び コンクリート			
	トンネル			
	施工計画・施工 設備及び積算			
	建設環境			
	上水道及び 工業用水道	上記法に定める技術部門「上下水道部門」に該当する資格		
	下 水 道	上記法に定める技術部門「農業部門」に該当する資格		
	農業土木	上記法に定める技術部門「森林部門」に該当する資格		
	森林土木	上記法に定める技術部門「水産部門」に該当する資格		
水産土木	上記法に定める技術部門「衛生工学部門」に該当する資格			
廃棄物	上記法に定める技術部門「応用理学部門」に該当する資格			
地質				

	<p>機械</p>	<p>上記法に定める技術部門「機械部門」に該当する資格</p>		
	<p>電気電子</p>	<p>上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格</p>		
<p>(2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者 (同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。)</p> <p>【添付書類】 実務経歴書</p> <p>① 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学 (旧大学令による大学を含む。) 又は高等専門学校 (旧専門学校令による専門学校を含む。) の土木工学又は同等の工学に関する科目 (橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。) を習得し、建設コンサルタント等業務 (建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。) に 20 年以上の実務経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に 22 年以上の実務経験を有する者</p> <p>③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に 25 年以上の実務経験を有する者</p>				
<p>測量業務</p>	<p>『測量業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」又は「土地家屋調査士」であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者</p> <p>【添付書類】 資格証の写し又は土地家屋調査士登録証明書の写し</p>			
<p>地質及び土質調査業務</p>	<p>『地質・土質調査業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」とし、業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者。</p>			
<p>用地調査等業務</p>	<p>『用地調査等共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」(資格要件は次のいずれかに該当する者)</p> <p>(1) 主たる補償業務 (補償コンサルタント登録規程第 2 条に規定する登録部門、(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償) のいずれかに係る補償業務。以下同じ。) に関し 7 年以上の実務経験を有する者</p> <p>【添付書類】 実務経歴書</p> <p>(2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士 (一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)</p>			

	<p>【添付書類】登録証の写し</p> <p>(3) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）</p> <p>【添付書類】登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済みを証する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの）</p> <p>(4) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者</p> <p>【添付書類】実務経歴書</p>
<p>建築設計 等業務</p>	<p>『公共建築設計業務委託共通仕様書（一般社団法人公共建築協会）』に規定する「管理技術者」とし、管理技術者の資格要件は、特記事項に定める。</p> <p>【添付書類】資格証の写し</p>

特 記 仕 様 書

本業務の実施に当たっては、広島県制定「設計業務等共通仕様書（令和6年8月）」、「測量業務共通仕様書（令和6年8月）」、「地質・土質調査業務共通仕様書（令和6年8月）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

1. 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。（ただし、「設計業務等共通仕様書」第1編第1章第1119条、第1150条、第1編第2章第1209条第12項、「測量業務共通仕様書」第1章第105条、第120条、第156条、「地質・土質調査業務共通仕様書」第1章第120条及び第153条においては読み替えないものとする。）
2. 「契約規則第2条第1項」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替えるものとする。
3. 「契約約款6条」とあるのは「東広島市業務委託契約約款（以下「市契約約款」という。）第5条」、「契約約款7条」とあるのは「市契約約款第6条」、「契約約款8条」とあるのは「市契約約款第7条」、「契約約款9条」とあるのは「市契約約款第8条」、「契約約款10条」とあるのは「市契約約款第9条」、「契約約款11条」とあるのは「市契約約款第10条」、「契約約款12条」とあるのは「市契約約款第11条」、「契約約款13条」とあるのは「市契約約款第12条」、「契約約款15条」とあるのは「市契約約款第14条」、「契約約款18条」とあるのは「市契約約款第17条」、「契約約款19条」とあるのは「市契約約款第18条」、「契約約款20条」とあるのは「市契約約款第19条」、「契約約款21条」とあるのは「市契約約款第20条」、「契約約款22条」とあるのは「市契約約款第21条」、「契約約款23条」とあるのは「市契約約款第22条」、「契約約款27条」とあるのは「市契約約款第26条」、「契約約款28条」とあるのは「市契約約款第27条」、「契約約款29条」とあるのは「市契約約款第28条」、「契約約款30条」とあるのは「市契約約款第29条」、「契約約款31条」とあるのは「市契約約款第30条」、「契約約款33条」とあるのは「市契約約款第32条」、「契約約款40条」とあるのは「市契約約款第39条」と読み替えるものとする。

4. その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
—	—	—	—	前払金		契約金額が50万円以上の委託業務の場合は前払金を請求することができる。 前払金は契約金額の30%以内とする。 その他、前金払の適用は、次の要領による。 業務委託代金前金払実施要領
設計業務等共通仕様書						
1	1	1	1101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
1	1	1	1117	成果物の提出	4	適用しない。
1	1	1	1136	低入札価格調査制度		適用しない。
1	1	2	1146	業務成績評定		適用しない。
1	1	2	1147	情報共有システム		適用しない。
1	1	2	1148	総合評価落札方式		適用しない。

測量業務共通仕様書						
	1	1	101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
	1	1	118	成果物の提出	4	適用しない。
	1	1	137	低入札価格調査制度		適用しない。
	1	2	150	成果物の提出	2	適用しない。
	1	2	152	業務成績評定		適用しない。
	1	2	153	情報共有システム		適用しない。
	1	2	154	総合評価落札方式		適用しない。
地質・土質調査業務共通仕様書						
	1	1	101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
	1	1	118	成果物の提出	4	適用しない。
	1	1	137	低入札価格調査制度		適用しない。
	1	2	147	成果物の提出	1(2)から 2まで	適用しない。
	1	2	149	業務成績評定		適用しない。
	1	2	150	情報共有システム		適用しない。
	1	2	151	総合評価落札方式		適用しない。

東広島市公共下水道
設計基準書等改定業務
(全07-1)

特記仕様書

下水道部下水道建設課

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、『東広島市公共下水道設計基準書等改定業務（全〇七ー一）』（以下「業務」という）に適用する。また、「一般仕様書」と重複する事項においては本仕様書が優先する。

2 業務の目的

東広島市の設計基準書は、本市の地域特性・施工実態を考慮し設計手法の標準化・統一化により効率的・効果的な下水道事業を行うことを目的として作成され、令和2年度に改定を行っているが、その後、国、県、下水道関連団体（日本下水道協会等）から発刊された諸基準が改定され、現基準と乖離が生じている。また、共通仕様書下水道編や施工管理要領においても、記載の不足や見直しが必要な事項があり、それらを網羅し、相互に整合した基準とするよう改訂を行うものである。

3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り関連する法令等を遵守しなければならない。

5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

8 管理技術者および技術者

(1) 受注者は、管理技術者および技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

また、受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士登録の上下水道部門（選択科目は下水道とするものに限る）またはRCCM（選択科目は下水道とするものに限る）、照査技術者は、技術士登録

の上下水道部門（選択科目は下水道とするものに限る）の資格を有し、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

9 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

10 成果品の審査および納品

(1) 受注者は、成果品完成後に 発注者の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所はただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し発注者の検査員の検査をもって業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

11 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

12 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

13 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

14 証明書の交付

必要な証明書および申請書の交付は、受注者の申請による。

15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

第2章 改訂作業

1 業務内容

本業務は、上記の業務目的を踏まえ、東広島市下水道部で現在運用している土木共通仕様書下水道編（市独自策定）、下水道設計基準書及び標準構造図などの設計積算基準を改定、

追加し、改訂後の基準に準じた数量計算標準様式を作成する。

主な内容は下記のとおりとする。

(1) 基本作業の確認

- ・本業務を遂行するにあたり、作業方針、要望事項、作業スケジュール、計画策定方針等の確認を行う。

(2) 資料収集・整理

- ・本業務を遂行するにあたり、必要となる資料のリストを作成し、発注者に確認の上、収集・整理を行う。

(3) 最新版準拠資料への改訂（設計基準書、共通仕様書、施工管理要領、施設標準図面集）

- ・ 広島県土木共通仕様書（最新版）との整合を図る。
- ・ 下水道関連団体（日本下水道協会等）から発刊された諸基準との整合を図る。

(4) 記載事項の検討、修正、加筆、削除

- ・ その他調査職員が指示する事項の検討、修正、加筆、削除を行う。
（別紙改定項目リスト参照。）

(5) 数量計算標準様式の作成

- ・ 設計基準書に準じた開削工、小口径管推進工、立坑工、補助地盤改良工、付帯工、誘導員等の数量計算標準様式の作成を行う。
- ・ 表計算ソフトを用い、入力及び変更が容易なものとする。

(6) まとめと照査

- ・ 本業務における成果品について、技術的知見に基づき照査を行う。

(7) 報告書の作成

- ・ 本業務における検討結果を整理し、報告書にとりまとめる。

(8) 設計協議

- ・ 初回、中間3回、および納品時に協議を行うことを基本とするほか、必要に応じ適宜協議を行う。
- ・ 設計協議は、各項目別に行い各関係機関との協議調整を含め管理技術者が立ち会うものとする。

第3章 準拠すべき図書等

1 準拠すべき図書等

本業務は、以下に示す最新版の図書及び基準等に準拠して実施するものとする。

国土交通省：建設工事公衆災害防止対策要綱

国土交通省：アルカリ骨材反応抑制対策について

国土交通省：コンクリート中の塩化物総量規制について

国土交通省：薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針

国土交通省：薬液注入工事に係る施工管理について

国土交通省：仮締切提設置基準（案）

国土交通省：建設副産物適正処理推進要綱

日本下水道協会：下水道施設計画・設計指針と解説
日本下水道協会：小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説
日本下水道協会：下水道工事施工管理指針と解説
日本下水道協会：下水道施設の耐震対策指針と解説
日本下水道協会：下水道の地震対策マニュアル
日本下水道協会：下水道推進工法の指針と解説
日本下水道協会：下水道排水設備指針と解説
日本下水道協会：下水道維持管理指針（前編・後編）
日本下水道協会：管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）
日本下水道協会：下水道用設計積算要領
土木学会：トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説
土木学会：トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説
土木学会：トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説
土木学会：コンクリート標準示方書（構造性能照査編）
土木学会：コンクリート標準示方書（施工編）
土木学会：コンクリート標準示方書（規準編）
土木学会：コンクリートのポンプ施工指針（案）
日本道路協会：道路土工一仮設構造土工指針
日本道路協会：道路土工一カルバート指針
日本道路協会：道路土工一排水工指針
日本道路協会：道路土工一施工指針
日本道路協会：道路土工一軟弱地盤対策工指針
日本道路協会：舗装設計施工指針
日本道路協会：舗装施工便覧
日本道路協会：舗装再生便覧
日本道路協会：転圧コンクリート舗装技術指針（案）
日本道路協会：アスファルト舗装工事共通仕様書解説
日本道路協会：舗装調査・試験法便覧
日本道路協会：舗装の構造に関する技術基準・同解説
日本道路協会：視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説
全日本建設技術協会：土木構造物設計 ガイドライン・マニュアル（案）
日本鉄筋継手協会：鉄筋の天然ガス圧接工事標準仕様書（案）
広島県：土木工事共通仕様書）
下水道新技術推進機構：下水道工事必携）
日本水道新聞社：下水道事業の手引
その他基準書等へ記載する内容に関連する図書

第4章 貸与品

1 貸与品

本業務の実施に際し、以下の資料を貸与する。

- ・東広島市公共下水道設計基準書設計編・数量編・図面作成編（令和2年4月改訂）
- ・東広島市公共下水道設計基準書運用編（平成28年2月改訂）
- ・東広島市土木工事共通仕様書下水道編（令和3年4月改訂）

- 東広島市下水道工事施工管理要領（令和7年4月改訂）
- 東広島市下水道施設標準図面集（平成25年8月改訂）

第5章 提出図書

1 提出図書

本業務の成果品は、下記のとおり提出するものとする。

- 土木工事共通仕様書下水道編
- 下水道設計基準書（運用編含む）
- 下水道工事施工管理要領
- 下水道施設標準図面集
- 数量計算標準様式
- 協議録

※ 上記の項目をまとめたA4版バインダ-式製本（6部）

※ 共通仕様書、設計基準書、施工管理要領、標準図面集については改訂箇所を朱書きとした見え消し版についても作成すること

※ 本市のパソコンの動作環境を考慮した電子媒体（オリジナルデータ（Word・Excel・CADデータ（Jw_cadで読み込み可能な形式））およびPDFデータ）（CDもしくはDVD1枚）

基準書設計編 改定項目リスト

	改定項目	該当ページ
1	公有地管理者の確認、修正	1-1-5 1-1-15
2	マンホール位置の座標	1-1-8
3	河川下越し時の離隔を修正	1-2-16
4	埋設位置及び深さ (2)河川敷内布設	1-2-18
5	二条管(同一掘削内)敷設	1-2-19
6	基礎工 (3)ポリエチレン管、ダクタイト管	1-2-21
7	中詰工	1-2-22
8	掘削幅圧送管種の追加	1-2-27
9	スリップ防止鉄蓋の設置基準の改訂	1-2-55~1-2-66
10	次世代型マンホール使用の検討	1-2-55~1-2-66
11	マンホール鉄蓋の適用区分の検討	1-2-55~1-2-66
12	防食性能を有したマンホール鉄蓋設置基準の検討	1-2-55~1-2-66
13	スリム型内副管採用の検討	1-2-58~1-2-59
14	2mを超える場合等の公共ます構造の検討	1-2-60
15	取付管設計時の留意点の見直し	1-2-63
16	取付管設計時の留意点の見直し	1-2-63~1-2-64
17	取付管設計時の留意点の見直し	1-2-63
18	特殊な場合の取付管布設例の見直し	1-2-66
19	特殊な場合の取付管布設例の見直し	1-2-66
20	取付管設計時の留意点の見直し	1-2-68
21	取付管設計時の留意点の見直し	1-2-68
22	防食対策の範囲について検討	1-2-71
23	補助工法 最小改良範囲 (3)発進・到達鏡切り部	1-3-64
24	補助工法 最小改良範囲 (3)発進・到達鏡切り部	1-3-64
25	矢板残置枚数	1-4-9
26	小型(ケーシング)立坑の引き上げ長・根入れ長	1-4-13
27	マンホールポンプの設計 1 マンホールの深さ	1-5-3
28	マンホールポンプの設計 3 制御盤の仕様	1-5-4
29	マンホールポンプの設計 4 水位計	1-5-6
30	マンホールポンプの設計 5 流入バップルの構造	1-5-6
31	マンホールポンプの設計 9 特記仕様書	1-5-7
32	マンホールポンプの設計	1-5-*
33	マンホールポンプの設計	1-5-*
34	耐震設計の基本方針	1-6-2
35	耐震性向上の具体的対策法	1-6-8
36	液状化の対策	1-6-13~

基準書数量編 改定項目リスト

	改定項目	指針ページ
1	設計延長	2-1-3
2	数値基準	2-1-10
3	数値基準	2-1-10
4	掘削工	2-2-2
5	道路幅員の考え方	2-2-5
6	埋戻し部の埋戻し材料	2-2-10
7	岩盤・転石地盤の基床厚	2-2-12
8	占用幅について	2-2-14 2-2-18
9	埋戻し土運搬工	2-2-15
10	軽量鋼矢板建込歩掛について	2-2-20～2-2-24
11	切断片の取り扱いについて	2-2-29
12	仮設材の損料	2-2-30
13	契約工期	2-2-32
14	管布設工	2-2-37
15	組立式人孔の設置歩掛	2-2-38
16	取付管工	2-2-50
17	取付管工土工	2-2-50
18	取付管工土工	2-2-51
19	取付管工土工	2-2-51
20	取付管標準図	2-2-53
21	二重管ストレナ工法 注入量の計算、機種を選定、施工時間、本数	2-3-3
22	二重管ストレナ工法 注入量の計算、機種を選定、施工時間、本数	2-3-4
23	立坑寸法、推進工法検討の根拠資料	2-4-2

基準書運用編 改定項目リスト

	改定項目	指針ページ
1	汚水に係る交付対象管きよの扱い	1-2-1
2	計画雨量	1-2-1
3	防菌・抗菌コンクリート	1-2-43・44
4	付帯工	1-2-45
5	低耐荷力推進管	1-4-13
6	立坑フロー	1-4-14
7	立坑埋戻し材	1-4-33
8	交通誘導員	2-1-9～12
9	交通誘導員	2-1-10～12
10	借地料	2-1-13
11	白本以外の歩掛	2-1-18
12	単価	2-1-18
13	単価	2-1-18
14	単価	2-1-18

基準書図面作成編 改定項目リスト

	改定項目	指針ページ
1	図面記載方法について	2, 13
2	横断図について	13
3	その他図面について	
4	参考図について	13
5	横断図について	13
6	参考図について	13
7	図面作成例	3-1-15
8	図面作成例	3-1-15
9	図面作成例	3-1-15
10	図面作成例	3-1-17

共通仕様書 改定項目リスト

	改定項目	指針ページ
1	建設副産物について	1
2	軽量鋼矢板引き抜きについて	23
3	ライナープレートグラウト材について	62

施工管理要領 改定項目リスト

	改定項目	指針ページ
1	施工計画書提出日について	I-1
2	出来形管理基準について	II-12
3	出来形管理基準について	II-12
4	出来形管理基準について	II-12
5	曲管施工管理について	II-43
6	可とう接手の施工管理について	II-44
7	品質管理について	II-45
8	段階確認基準について	III-20
9	段階確認基準について	III-20
10	推進工提出書類について	V-1
11	家屋調査について	VII-1~

標準図 改定項目リスト

	改定項目	指針ページ
1	管布設標準図	1
2	管布設標準図	1
3	誤記訂正(公共下水道標準施工図)	2
4	本管布設標準断面図	2
5	硬質塩化ビニル管布設図	9
6	硬質塩化ビニル管布設図等	9～11
7	下水道推進工法用硬質塩化ビニル管	12
8	組立人孔抗菌・防菌仕様について	14～18
9	組立人孔の仕様について	14～18
10	鉄蓋の仕様について	26
11	圧送管接続方法について	31
12	取付管標準図	39
13	舗装復旧構成図	45
14	舗装復旧構成図	47

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					
設計基準書等改定業務	1	式			
設計基準書等改定業務	1	式			
基礎調査	1	式			
基本作業の確認	1	式			
基本作業の確認	1	式			
資料収集・整理	1	式			
資料収集・整理	1	式			
基準書等改定	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
基準書設計編					
	1	式			
最新版準拠資料への改訂 基準書設計編					
	1	式			
記載事項の検討、修正、加筆、削除					
	36	箇所			
基準書数量編					
	1	式			
最新版準拠資料への改定 基準書数量編					
	1	式			
記載事項の検討、修正、加筆、削除					
	23	箇所			
基準書運用編					
	1	式			
最新版準拠資料への改訂 基準書運用編					
	1	式			
記載事項の検討、修正、加筆、削除					
	14	箇所			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
基準書図面作成編					
	1	式			
最新版準拠資料への改訂 基準書図面作成編					
	1	式			
記載事項の検討、修正、加筆、削除					
	10	箇所			
共通仕様書					
	1	式			
最新版準拠資料への改訂 共通仕様書					
	1	式			
記載事項の検討、修正、加筆、削除					
	3	箇所			
施工管理要領					
	1	式			
最新版準拠資料への改訂 施工管理要領					
	1	式			
記載事項の検討、修正、加筆、削除					
	11	箇所			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
施設標準図集	1	式			
最新版準拠資料への改訂 施設標準図集	1	式			
記載事項の検討、修正、加筆、削除	14	箇所			
数量計算標準様式の作成	1	式			
数量計算書標準様式の作成	1	式			
数量計算書標準様式の作成	1	式			
まとめと照査	1	式			
まとめと照査	1	式			
まとめと照査	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
報告書の作成	1	式			
報告書の作成	1	式			
報告書の作成	1	式			
設計協議	1	式			
設計協議 初回、中間3回、完了	1	式			
設計協議 初回、中間3回、完了	1	式			
直接人件費					
直接経費					
旅費交通費	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
旅費交通費					
	1	式			
旅費交通費					
	1	式			
旅費交通費（設計）					
	1	式			
電子成果品作成費					
	1	式			
電子成果品作成費					
	1	式			
電子成果品作成費					
	1	式			
電子成果品作成費（設計） その他の設計業務					
	1	式			
直接原価					
その他原価					
計算情報……					
対象額……					
率……					

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
間接原価 -----					
業務原価 -----					
一般管理費等 計算情報…… 対象額…… 率……					
業務価格計 -----					
消費税相当額計 計算情報…… 対象額…… 率……					
業務費計 -----					

参 考 図 書

業務名称 : **令和7年度 東広島市下水道事業**
東広島市公共下水道設計基準書等改定業務(全 07-1)

<注意事項>

1 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。

2 その他

次の資料について事前に確認が必要な場合は、入札公告における設計図書の閲覧期間において東広島市下水道部下水道建設課で閲覧することができます。

- ・東広島市公共下水道設計基準書設計編・数量編・図面作成編（令和2年4月改訂）
- ・東広島市公共下水道設計基準書運用編（平成28年2月改訂）
- ・東広島市土木工事共通仕様書下水道編（令和3年4月改訂）
- ・東広島市下水道工事施工管理要領（令和7年4月改訂）
- ・東広島市下水道施設標準図面集（平成25年8月改訂）

なお、東広島市土木工事共通仕様書下水道編（令和3年4月改訂）、東広島市下水道工事施工管理要領（令和7年4月改訂）及び東広島市下水道施設標準図面集（平成25年8月改訂）につきましては、東広島市下水道部下水道建設課のホームページからも閲覧可能です。

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 44 東広島市 00-07.04.01(0)	凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2 委託	
発注区分	当世代 41 建設コンサル	前世代
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
設計基準書等改定業務	1	式			Y2C02 レベル1
設計基準書等改定業務	1	式			Y2999 レベル2
基礎調査	1	式			Y3999 レベル3
基本作業の確認	1	式			Y4999 レベル4
基本作業の確認	1	式			V000000100 00 単第0 -0001 表
資料収集・整理	1	式			Y4999 レベル4
資料収集・整理	1	式			V000000200 00 単第0 -0002 表
基準書等改定	1	式			Y3999 レベル3

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
基準書設計編					Y4999 レベル4
	1	式			
最新版準拠資料への改訂 基準書設計編					V000000300 00
	1	式			単第0 -0003 表
記載事項の検討、修正、加筆、削除					V000000400 00
	36	箇所			単第0 -0004 表
基準書数量編					Y4999 レベル4
	1	式			
最新版準拠資料への改定 基準書数量編					V000000500 00
	1	式			単第0 -0005 表
記載事項の検討、修正、加筆、削除					V000000400 00
	23	箇所			単第0 -0004 表
基準書運用編					Y4999 レベル4
	1	式			
最新版準拠資料への改訂 基準書運用編					V000000600 00
	1	式			単第0 -0006 表
記載事項の検討、修正、加筆、削除					V000000400 00
	14	箇所			単第0 -0004 表

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
基準書図面作成編					Y4999 レベル4
	1	式			
最新版準拠資料への改訂 基準書図面作成編					V00000700 00
	1	式			単第0 -0007 表
記載事項の検討、修正、加筆、削除					V00000400 00
	10	箇所			単第0 -0004 表
共通仕様書					Y4999 レベル4
	1	式			
最新版準拠資料への改訂 共通仕様書					V00000800 00
	1	式			単第0 -0008 表
記載事項の検討、修正、加筆、削除					V00000400 00
	3	箇所			単第0 -0004 表
施工管理要領					Y4999 レベル4
	1	式			
最新版準拠資料への改訂 施工管理要領					V00000900 00
	1	式			単第0 -0009 表
記載事項の検討、修正、加筆、削除					V00000400 00
	11	箇所			単第0 -0004 表

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
施設標準図集					Y4999 レベル4
	1	式			
最新版準拠資料への改訂 施設標準図集					V000001000 00
	1	式			単第0 -0010 表
記載事項の検討、修正、加筆、削除					V000000400 00
	14	箇所			単第0 -0004 表
数量計算標準様式の作成					Y3999 レベル3
	1	式			
数量計算書標準様式の作成					Y4999 レベル4
	1	式			
数量計算書標準様式の作成					V000001100 00
	1	式			単第0 -0011 表
まとめと照査					Y3999 レベル3
	1	式			
まとめと照査					Y4999 レベル4
	1	式			
まとめと照査					V000001200 00
	1	式			単第0 -0012 表

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
報告書の作成	1	式			Y3999 レベル3
報告書の作成	1	式			Y4999 レベル4
報告書の作成	1	式			V000001300 00 単第0 -0013 表
設計協議	1	式			Y3999 レベル3
設計協議 初回、中間3回、完了	1	式			Y4999 レベル4
設計協議 初回、中間3回、完了	1	式			V000001400 00 単第0 -0014 表
* * 直接人件費 * *					
直接経費					Z0001
旅費交通費	1	式			YZZ0101 レベル2

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
旅費交通費	1	式			YZZ010101 レベル3
旅費交通費	1	式			YZZ01010101 レベル4
旅費交通費(設計)	1	式			S2Z0101X3 00 単第0 -0015 表
電子成果品作成費	1	式			YZZ0102 レベル2
電子成果品作成費	1	式			YZZ010201 レベル3
電子成果品作成費	1	式			YZZ01020101 レベル4
電子成果品作成費(設計) その他の設計業務	1	式			S2Z0102X3 00 単第0 -0016 表
** 直接原価 **					
その他原価 計算情報..... 対象額..... 率.....					

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
** 間接原価 **					
** 業務原価 **					
一般管理費等 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務費計					

